

(仮称)大阪新美術館公募型設計競技 実施要領

平成 28 年 8 月 大阪市

目次

	ページ
第1 趣旨	1
第2 設計競技の概要	3
1 名称	
2 主催者	
3 審査方法	
4 主なスケジュール	
5 審査会議	
6 事務局	
第3 本競技に参加する者に対する必要な資格及び制限	4
1 参加資格	
2 参加に対する制限	
第4 手続き	6
1 実施要領の交付及び参加表明	
2 第1次審査について	
3 第2次審査について	
第5 その他	13
1 使用する言語、通貨及び単位	
2 提出書類の取扱い	
3 設計業務の契約について	
4 無効となる提出書類	
5 失格となる事項	
6 その他	
第6 Summary	15
様式	16

別紙 1	計画条件	25
	参考資料 1 「附近見取図」	
	参考資料 2 「敷地図」	
	参考資料 3 「道路の埋設管状況」	
	参考資料 4 「計画敷地の現況図及び周辺写真」	
	参考資料 5 「歩行者デッキ（中之島 3 丁目側）」	
	参考資料 6 「敷地縦断図」	
	参考資料 7 「高低測量図」	
	参考資料 8 「地積測量図」	
	参考資料 9 「埋蔵文化財（船入遺構）」	
	参考資料 10 「想定される地下埋設物」	
	参考資料 11 「地質調査結果」	
別紙 2	各室諸元表	43
別紙 3	主要室について	46
別紙 4	工事概算書【作成例】	47
別紙 5	工事工程表【作成例】	48
別紙 6	建築設計業務委託契約書（案）	49

第1 趣旨

設計競技の趣旨

大阪市は、佐伯祐三や吉原治良に代表される大阪が育んだ作家の作品をはじめとして、19世紀後半から今日に至る日本と西洋の近現代美術作品を中心に4,900点を超えるコレクションを所蔵しています。その中には、市民をはじめとした皆様からご寄贈いただいた作品も多く、これらの貴重なコレクションを鑑賞いただく機会を提供することは、作品を所蔵する大阪市としての重要な使命です。平成26年9月には『新美術館整備方針』を策定し、新しい美術館を北区中之島に整備することとしました。

新美術館の建設予定地の位置する中之島は、古くから大阪の経済や文化の中心地であり、国立国際美術館や市立科学館をはじめとした文化集客施設や、中央公会堂や中之島図書館に代表される歴史的建築物が数多く立地しています。大阪府市で策定した『大阪都市魅力創造戦略』においても中之島を文化芸術の重点地域に位置づけ、エリアのブランド化を図ることとしており、新美術館はその中心的な役割を果たしていく施設として、中之島の新たな賑わいの創出に寄与していくことが求められています。

一方、少子高齢化やグローバル化、情報化の進展、ライフスタイルの多様化など、社会経済情勢は大きく変化しています。また、本格的な人口減少社会が到来するなか、豊かな社会を将来にわたって実現するため、現役世代の活力を生み出していくことが重要となっています。さらに、美術館は多くの来館者の安全性を確保することはもとより、貴重な美術品を保存・継承する責任があり、災害時には公共建築として地域の防災力向上の役割も期待されることから、安全安心に対する十分な配慮が求められています。加えて、環境への配慮など持続可能な社会に貢献していくことも重要となっています。こうした点を踏まえて、将来社会を展望し次の世代につながる先見性を有した建築を創造していく必要があると考えられます。

本設計競技は、広く市民から愛されるとともに、国内外からも注目を集め、新たな文化観光拠点として大阪の都市格向上に貢献する美術館の整備をめざして、創造性に富んだ積極的な提案を期待し、実施するものです。

新美術館をめざすべき姿

『新美術館整備方針』に掲げられたコンセプトを踏まえ、本設計競技では“新美術館をめざすべき姿”として以下の内容を設定します。

佐伯祐三や吉原治良に代表される大阪が育んだ作家の作品を中心とした第一級のコレクションを活かし、国内トップクラスのミュージアムをめざす

第一級のコレクションの魅力を引き出すのはもちろんのこと、海外美術館によるコレクション展などの国際的な展覧会が常時開催され、海外からも多くの観光客が訪れるような、国内外からも注目を集め世界に誇れる美術館をめざします。

「大阪と世界の近現代美術」をテーマとしたミュージアムとして、市立美術館や東洋陶磁美術館にはない、新たな魅力を創造する

日本・アジアの古美術を展示する市立美術館や、中国・朝鮮陶磁や関連作品を展示する東洋陶磁美術館とともに大阪の文化振興の一翼を担うことになる新美術館は、その豊富な近現代美術コレクションを活用した芸術体験の提供やアーカイブを活用した情報発信、創造性に富んだ建築デザイン等により、新たな魅力を創出するとともにこれまでにない独自性を有した先進的な美術館をめざします。

歴史的にも文化的にも豊かな蓄積をもつ中之島を拠点として、文化の振興や都市の魅力向上に貢献する

美術館に対するイメージを刷新するような魅力的なサービス施設やオープン空間を備えるなど、美術ファンに留まることなく、様々なライフスタイルをもった幅広い世代の人がアートに気軽に出会え楽しむことのできる施設を実現するとともに、周辺施設との連携や都市景観の形成についても意識することで、大阪を代表するエリアである中之島から賑わいにあふれたまちづくりを主導し、大阪の都市格向上に貢献する美術館をめざします。

民間の知恵を最大限活用しながら、顧客目線を重視し利用者サービスに優れたミュージアムとする

新美術館の運営は、民間の創意工夫を積極的に活用するため、PFI手法を導入する方針となっている。来館者や、展覧会の企画や運営を担う学芸員、さらには施設の管理運営を担う事業者にとって、利用しやすく機能性に優れ、将来に渡り質の高い公共建築として利活用される美術館をめざします。

第2 設計競技の概要

1 名称

(仮称)大阪新美術館公募型設計競技(以下「本競技」という。)

2 主催者

大阪市(以下「本市」という。)

3 審査方法

審査は、第1次審査及び第2次審査の2段階審査方式で行います。

第1次審査では、設計構想提案書(8ページ参照)を基に、学識経験者で構成する(仮称)大阪新美術館公募型設計競技審査評価会議(以下、「審査会議」という。)において第2次審査参加者を5者程度選定します。

第2次審査では、設計提案書(9ページ参照)の提出を求め、さらに審査会議において参加者による公開プレゼンテーション、審査会議委員(以下、「委員」という。)による公開ヒアリングを行ったうえで、最優秀案及び次点案を選定します。

4 主なスケジュール

事務局における実施要領の交付期間	平成28年8月5日(金) ~平成28年8月17日(水)
質問の受付期間	平成28年8月8日(月) ~平成28年8月17日(水)
質問に対する回答	平成28年8月29日(月)
参加表明書の受付期間	平成28年8月29日(月) ~平成28年9月2日(金)
第1次審査書類(設計構想提案書)の受付期間	平成28年9月23日(金) ~平成28年9月30日(金)
第1次審査	平成28年10月中旬
第1次審査結果通知	平成28年10月下旬
第2次審査書類(設計提案書)の受付期間	平成29年1月6日(金) ~平成29年1月16日(月)
第2次審査	平成29年1月下旬 ~平成29年2月上旬
第2次審査結果通知及び公表	平成29年2月中旬

5 審査会議

次に掲げる委員により構成する。

氏 名		所属・役職等	専門分野
委員長	山梨 俊夫	国立国際美術館館長	美術
委員 (五十音順)	逢坂 恵理子	横浜美術館館長	美術
	嘉名 光市	大阪市立大学大学院工学研究科准教授	都市計画
	岸 和郎	京都造形芸術大学大学院芸術研究科教授	建築
	相良 和伸	大阪大学大学院工学研究科教授	建築
	高田 光雄	京都大学大学院工学研究科教授	建築
	竹山 聖	京都大学大学院工学研究科教授	建築

6 事務局

大阪市都市整備局公共建築部企画設計課

〒530-8201 大阪市北区中之島1-3-20 市役所本庁舎 6 階

電話番号(06)6208-9357 ファクシミリ番号(06)6202-7066

電子メールアドレス osakashinbi@city.osaka.lg.jp

第3 本競技に参加する者に対する必要な資格及び制限

1 参加資格

本競技に参加する者（以下、「参加者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たさなければなりません。

- (1) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による登録を受けた一級建築士事務所であること。
- (2) 参加表明書提出時において、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと。
- (3) 参加表明書提出時において府税、市税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (5) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと。
- (6) 延床面積2,000㎡以上の施設の新増築（増築にあつては、増築部分の面積）にかかる設計業務の実績があること。（平成28年7月31日までに、設計業務が完了している実績に限る。）
- (7) 建築士法第2条に規定する一級建築士を、管理技術者として設計業務に配置することができること。

- (8) 2つ以上の事業者が共同事業体を結成して申請する場合は、上記(2)から(5)の条件を満たす事業者同士の場合とし、かつ、以下の要件も満たさなければならない。
- ア 構成員は、共同事業体の代表者を決め、代表者は、全体の意思決定、管理運営等に全ての責任を持つこと。
 - イ 共同事業体の代表者は、建築士法の規定による登録を受けた一級建築士事務所であること。また、上記(6)の実績を有していること。ただし、(7)に規定する管理技術者については、共同事業体の代表者または構成員から配置できる。
 - ウ 参加表明以後における、代表者及び構成員の変更は原則として認めない。
 - エ 代表者とならない構成員にあっては、代表者に代表権を委任する旨が記載されている共同事業体届出書兼委任状【様式5】を提出すること。
 - オ 参加表明時に共同事業体の協定書の写しを併せて提出すること。なお、協定書には、構成員の役割分担及び活動割合が詳細かつ明確に記載されていること。
 - カ 単独で参加した事業者は、共同事業体の構成員となることはできない。
 - キ 各構成員は、複数の共同事業体の構成員となることはできない。
- (9) 海外から参加する者が単体事業者として参加する場合または共同事業体の代表者となる場合には、設計提案書の提出期限までに、建築士法の規定による一級建築士事務所の登録を受けていること。

2 参加に対する制限

- (1) 参加は1者につき1点のみとします。
- (2) 参加者は、意匠、構造、電気設備、機械設備、積算の業務を別途設計事務所に協力者()として依頼し、体制を組むことができます。
- 「協力者」とは：上記業務の技術の提供等を依頼する場合の事業者のこと。ただし、協力者は参加者として本競技に参加することはできません。
- (3) 次に掲げる者は、本競技の参加者となることはできません。
- ア 委員またはその家族が主宰し、あるいは役員または顧問をしている者
 - イ 平成27年度『新しい美術館要求水準書作成検討業務委託(その2)』の受託者
- (4) 参加者は、次に掲げる者から直接または間接に支援を受けることはできません。
- ア 委員
 - イ 大学に所属している委員の研究室に現に所属している者
 - ウ 委員の所属している設計事務所に現に所属している者

第4 手続き

1 実施要領の交付及び参加表明

(1) 実施要領の交付

ア 交付場所

(ア) 本市ホームページ上

(<http://www.city.osaka.lg.jp/toshiseibi/page/0000364592.html>)

(イ) 事務局(4ページ参照)にて、無償で実施要領の印刷物を交付します。ただし、CD等によるデータの交付は行いません。

イ 交付期間

(ア) 上記ア(ア)にあつては、平成28年8月5日(金)以降

(イ) 上記ア(イ)にあつては、平成28年8月5日(金)～平成28年8月17日(水)
(本市の休日を除く。)

ウ 交付時間

上記ア(イ)にあつては、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

(2) 質問の受付及び回答

ア 質問は、質問書【様式1】により、電子メールまたはファックスにて事務局に提出してください。ただし、ファックスにて提出する場合は、送付後に事務局まで電話をし、質問書の到着の有無を確認してください。

イ 受付期間

平成28年8月8日(月)～平成28年8月17日(水)午後5時まで

ただし、ファックスの受付時間は、午前9時から午後5時までの間とします。

ウ 質問に対する回答

平成28年8月29日(月)、本市ホームページ(「第4、1、(1)、ア、(ア)」に同じ)に一括して掲示する予定です。

(3) 参加表明書の受付

ア 受付場所

事務局(4ページ参照)

イ 受付期間

平成28年8月29日(月)～平成28年9月2日(金)

ウ 受付時間

受付期間中の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

エ 提出方法

持参、郵送または託送によるものとします。ただし、郵送または託送による場合は、平成28年9月2日(金)午後5時までに必着となるよう指定して送付してください。なお、発送及び到着の記録が残る対応を必須とします。

オ 提出書類及び提出部数

提出書類	様式等		提出部数	備考
	単体事業者の場合	共同事業者の場合		
参加表明書	様式 2 - 1	様式 2 - 2	1部	
設計実績説明書	様式 3		1部	
協力者通知書	様式 4		1部	協力者がいる場合のみ提出
共同事業者届出書兼委任状		様式 5	1部	
共同事業者の協定書の写し		1	1部	
建築士事務所登録通知書の写し		2	1部	共同事業者の場合は代表者のみ提出
管理技術者の一級建築士資格証明書の写し		3	1部	
納税証明書 大阪市の入札参加有資格者（建設コンサルタント）として登録している者は不要		4	1部	共同事業者の場合は構成員ごとに提出
公募型設計競技参加表明にかかる誓約書	様式 6		1部	共同事業者の場合は構成員ごとに提出

1：共同事業者の協定書（任意の様式）の写しをとったもの

2：建築士事務所登録通知書の写しをとったもの

3：一級建築士資格証明書の写しをとったもの

4：「第4、1、(3)、カ、(1)納税証明書」を参照

カ 作成にあたっての留意事項

(ア) 設計実績説明書 【様式 3】

「第3、1 参加資格、(6)」に求める実績を1件記載してください。共同事業者にあつては、代表者の実績を記載してください。

(イ) 納税証明書

府税、市税、消費税及び地方消費税に未納がないことを証する納税証明書（共同事業者にあつては構成員ごととする）を提出してください（府税、市税については全税目の未納がないことが確認できるものとし、消費税及び地方消費税については納税証明その3とします）。ただし、事業所が複数箇所ある場合または大阪市内に事業所がない場合は、契約を締結する事務所を所管する都道府県及び市区町村で発行された証明書を提出してください。

なお、大阪市入札参加有資格者として登録している者及び公告日時点において、

日本に事務所を所有していない海外からの参加者については、提出の必要はありません。

(4) 参加資格を有している旨の結果の送付

参加表明書を審査し、参加資格を有していることを確認した事業者については、第1次審査参加者として設計構想提案書の提出要請及び本競技登録番号を通知します。また、参加資格を有していなかった者に対しては、その旨を書面により通知します。

2 第1次審査について

(1) 設計構想提案書の提出

ア 設計構想提案書の作成について

次の(ア)から(イ)までの内容を設計構想提案書としてA1判の用紙1枚に表現してください。用紙は横使いとし、記述する文字は、図中に記載の文字を除き、14pt以上を使用してください。ただし、「(イ) 設計の基本的な考え方」については文字数を2,000文字程度としてください。その他の項目についての文字数の制限はありません。また、表現方法は自由としますが、参加者が特定できるような表示をしないでください。

計画する敷地及び建物の条件については別紙1「計画条件」を、主要な諸室については別紙2「各室諸元表」を参照してください。

(ア) 本競技登録番号

設計構想提案書の右上に縦:1.5cm×横:5cm程度の枠を設け、その中に本競技登録番号を表示してください。

(イ) 設計の基本的な考え方(2,000文字程度)

設計構想提案における設計の基本的な考え方を示すとともに、下記の項目についても記載してください。また、その他主張したい事項があれば記載してください。

A 展示スペースについて

B パッサージュ()、エントランス、講堂、カフェ、レストラン、ミュージアムショップ等の来館者エリアについて

(仮称)大阪新美術館における「パッサージュ」とは:

展覧会入場者だけでなく幅広い世代の人が誰でも気軽に自由に訪れることのできる賑わいのあるオープンな屋内空間

C 収蔵庫、管理エリア等のバックヤードについて

D 屋外空間について

(ウ) ゾーニング、動線計画図

パッサージュ・講堂などのコミュニケーションエリアや展示エリア、保存研究エリア、管理エリア、駐車場、外構などのゾーニング(階層構成を含む)及び動線計画の考え方を表現してください。

(イ) 主要な外観及び内観イメージ図(ただし、設計図、精密な透視図や模型写真な

どを求めるものではありません。)

主要な部分を適宜選んでください。視点及び表現方法は自由とします。

また、各イメージ図のコンセプトを合わせて記載してください。

なお、コンセプトの文字は14pt以上としてください。

イ 提出書類及び提出部数

(ア) 設計構想提案書 正本 (A1判 1枚) 1部

設計構想提案書 (A1判) を厚さ 7mm のスチレンボード (外枠不要) に貼付して作成してください。

(イ) 設計構想提案書 副本 (A2判 1枚) 20部

設計構想提案書 (A1判) をA2判にカラーで縮小した印刷物 (パネル化は不要) を、折らずに提出してください。

(ウ) 設計構想提案書 PDFデータ 1式

設計構想提案書 1枚当たり 5MB以内のファイルにして、CD-Rで提出してください。

なお、提出するCD-Rには、「設計競技名」及び「本競技登録番号」を明記してください。

ウ 受付場所

事務局 (4ページ参照)

エ 受付期間

平成28年9月23日 (金) ~ 平成28年9月30日 (金)

(本市の休日を除く。)

オ 受付時間

受付期間中の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

カ 提出方法

持参、郵送または託送によるものとします。ただし、郵送または託送による場合は、平成28年9月30日 (金) 午後5時までに必着となるよう指定して送付してください。なお、発送及び到着の記録が残る対応を必須とします。

(2) 第1次審査の評価視点

「適合性」「機能性」「創造性」「防災安全性」「環境性」などを総合的に審査します。

(3) 第1次審査の結果通知

設計構想提案書を提出した者には、審査結果について、その旨を書面により通知します。また、審査結果については、設計構想提案書を提出した者あてに通知した後、本市ホームページ等に掲載します。

(4) 設計構想提案書の作成及び提出に要する経費

参加者の負担とします。

3 第2次審査について

(1) 設計提案書及びプレゼンテーション参加者報告書の提出

ア 設計提案書の作成について

第1次審査で提出した設計構想提案書をより具体的に表現した設計提案書を作成してください。

次の(ア)から(ケ)までの内容をA1判の用紙3枚以内に表現してください。用紙は横使いとし、記述する文字は、図中に記載の文字を除き、14pt以上を使用してください。ただし、「(イ) 設計趣旨」については、文字数を2,000文字程度としてください。その他の項目についての文字数の制限はありません。また、表現方法は自由としますが、第2次審査参加者が特定できるような表示をしないでください。

(ア) 本競技登録番号

設計提案書の1枚目の右上に縦:1.5cm×横:5cm程度の枠を設け、その中に本競技登録番号を表示してください。

(イ) 設計趣旨(2,000文字程度)

次の項目について新美術館の設計に対する考え方を記載してください。

- ・配置及び外構計画、意匠計画(平面・立面・断面など)、構造計画、設備計画、災害対策、環境計画(環境負荷低減及び長期利活用など)

ただし、記載内容については、提案内容に盛り込み、概算工事費にも反映してください。

その他、主張したい事項があれば記載してください。

(ウ) 計画概要

建築面積、延床面積、各階床面積、主要部門の床面積、構造、階数、階高、最高の高さ、駐車台数を記載してください。主要部門の床面積は、別紙2「各室諸元表」を参考として、エリアごとに算定するとともに主要室面積も算定してください。なお、面積算定の対象となる主要室は、別紙3「主要室について」を参照してください。

(イ) 計画図

・配置図

縮尺は1:1,000とし、美術館、サービス施設、植栽、歩道(中之島3丁目からの歩行者デッキを含む)、車路、駐車場、駐輪場などの配置を表現してください。

なお、配置図は平面図と兼用可能とし、その場合の縮尺は1:600とします。

・各階平面図

縮尺は1:600とし、室名を記入してください。

・立面図

縮尺は1:1,000とし、2面以上の立面図を表現してください。

・断面図

縮尺は1:1,000とし、2面以上の断面図を表現してください。

(オ) 外観パース(1面)

視点及び表現方法は自由とします。(模型写真も可とします)

- (カ) 内観パース(2面)
パッサージュ、展示エリアについて、それぞれ作成してください。視点及び表現方法は自由とします。
- (キ) 仕上げ表
展示室、パッサージュ、講堂、収蔵庫、展示ホールの内装及び外装の仕上げを記載してください。
- (ク) 概算工事費及び算定根拠
別紙4「工事費概算書【作成例】」を参考に、工事種別(建築、電気設備、機械設備など)ごととし、建築については建物、外構に分けて計上するとともに複数棟ある場合は棟ごとの計上としてください。なお、概算工事費は別紙1「計画条件」に記載の額を超えないこととします。
- (ケ) 概略工程表
別紙5「工事工程表【作成例】」を参考に、計画施設の整備にかかる工事工程を記載してください。
- イ プレゼンテーション参加者報告書【様式7】の作成について
「第4、3、(2)、ア、(1)」を参照
- ウ 提出書類及び提出部数
- | | |
|--|-----|
| (ア) 設計提案書正本(A1判 3枚以内) | 1部 |
| 設計提案書(A1判)を厚さ7mmのスチレンボード(外枠不要)に1枚ずつ貼付して作成してください。(以下「設計提案パネル」という) | |
| (イ) 設計提案書副本(A2判 3枚以内) | 20部 |
| 設計提案書(A1判)をA2判にカラーで縮小した印刷物を、折らずに(ステープルも不要)提出してください。 | |
| (ロ) 設計提案書PDFデータ | 1式 |
| 設計提案書1枚当たり5MB以内のファイルにして、CD-Rで提出してください。
なお、提出するCD-Rには、「設計競技名」及び「本競技登録番号」を明記してください。 | |
| (I) プレゼンテーション参加者報告書【様式7】 | 1部 |
- エ 受付場所
事務局(4ページ参照)
- オ 受付期間
平成29年1月6日(金)～平成29年1月16日(月)
(本市の休日を除く。)
- カ 受付時間
受付期間中の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで
- キ 提出方法
持参、郵送または託送によるものとします。ただし、郵送または託送による場合は、平成29年1月16日(月)午後5時までに必着となるよう指定して送付して

ください。なお、発送及び到着の記録が残る対応を必須とします。

(2) 公開プレゼンテーション及びヒアリングの実施について

平成29年1月下旬から平成29年2月上旬に設計提案書に基づいて、参加者によるプレゼンテーションと委員によるヒアリングを公開で行います。

なお、日時、場所、留意事項等は、第2次審査参加者に別途通知します。

ア プレゼンテーションの方法

(ア) プレゼンテーションは、設計提案パネルを用いて行ってください。また、プロジェクターによるスクリーン投影を行うことができます。設計提案パネルの内容の拡大表示や分割表示は可能としますが、設計提案書以外の追加資料・補足資料のスクリーン投影は認めません。

(イ) プレゼンテーションの参加者は、プレゼンテーション参加者報告書【様式7】に記載の管理技術者1名（必須）、各担当（主任技術者）の中から最大2名の合計3名以内とします。

(ウ) プレゼンテーションは1者につき15分以内とします。

(エ) プレゼンテーションで使用するパソコンやデータは、各自持参してください。

(オ) プロジェクター、ケーブル及びスクリーンは事務局が次の機器を用意します。

専用のアダプタが必要な場合は各自持参してください。

・プロジェクター：NP-PE401HJD（NEC製）

・ケーブル：ミニD-Sub15ピンケーブル

イ ヒアリングの方法

委員によるヒアリングは、プレゼンテーションに引き続き行い、1者につき15分程度を予定しています。

(3) 第2次審査の評価視点

設計提案書、参加者によるプレゼンテーション及び委員によるヒアリングをふまえ、「適合性」「機能性」「創造性」「防災安全性」「環境性」「実現可能性」などを総合的に審査します。

(4) 第2次審査の結果通知及び公表

ア 通知

設計提案書を提出した者には、審査結果について、その旨を書面により通知します。

イ 公表

審査結果については、設計提案書を提出した者あてに通知した後、本市ホームページ等に公表します。なお、本市ホームページにおいては、結果と合わせ、最優秀案、次点案、その他第2次審査参加者が提出した設計提案書についても掲載します。

(5) 設計提案書の作成及び提出に要する経費

第2次審査の参加者に対して、50万円を支払うものとします。

ただし、基本設計業務の契約を締結した者には設計料の一部に含めるものとします。

第5 その他

1 使用する言語、通貨及び単位

日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法に定める単位とします。

2 提出書類の取扱い

- (1) 第1次審査参加者として参加資格を有している旨の通知を受けなかった場合は、設計構想提案書を提出することはできません。
- (2) 第2次審査参加者として選定された旨の通知を受けなかった場合は、設計提案書を提出することはできません。
- (3) 提出期限以降における提出書類の差し替え及び再提出は認めません。
- (4) 参加表明書、プレゼンテーション参加者報告書は返却しません。
- (5) 第2次審査参加者の設計構想提案書及び設計提案書は返却しません。ただし、それ以外の参加者による設計構想提案書については、同提案書の提出時に返却を希望した者に限り平成29年4月以降に返却します。
- (6) 設計構想提案書及び設計提案書の著作権は参加者に帰属しますが、提出書類は、大阪市が必要と認めるときは、公表することができるものとします。
- (7) 第2次審査参加者の設計提案書については、選定結果として本市ホームページで公表するほか、展示会等において公表することがあります。
- (8) 提出書類は、選定を行う作業、並びに公表に必要な範囲において、複製を作成することがあります。

3 設計業務の契約について

(1) 契約の締結

本市は最優秀案を提案した者を設計候補者として「第5、3、(2)、ア」の業務における契約締結の交渉を行います。

なお、最優秀案を提案したものと契約の締結に至らなかった場合は、次点案を提案した者との契約を行います。また、委託契約は大阪市契約規則に基づいて行います。

(別紙6「建築設計業務委託契約書(案)」のとおり)

(2) 本競技により選定された設計候補者が実施する業務の概要

ア 業務の内容

(仮称)大阪新美術館建設工事基本設計業務(建築・設備)

イ 履行期間

契約日(平成29年3月下旬)から平成29年9月29日(金)までの期間

ウ 履行場所

本市指定場所

(3) 契約金額

8千5百万円以内(税込み)とします。

契約時に前払金として契約額の3割相当額を支払います。支払手続きは、「公共工事の前払金に関する規則」及び「公共工事の前払金取扱要領」に従います。なお、前払金の支払いにあたっては、保証事業会社との保証契約の締結が必要となります。

(4) 契約保証金

ア 契約保証金 要

ただし、契約規則第37条第1項各号のいずれかに該当する場合は免除する。

イ 保証人 不要

ウ 契約締結時において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

エ 契約書の作成の要否 要

(5) 設計候補者として特定されたときには、遅滞なく大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく誓約書（契約金額が500万円以上の場合のみ）を提出するとともに、契約締結の手続きを行うこと。

(6) 契約締結までに、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとします。

(7) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行います。

(8) 設計業務について

美術館及びサービス施設の運営上の観点から本市が求める内容について、設計者は設計業務を通して本市と協議を行い、設計案に反映すること。

また、設計時に算出する概算工事費及び工事発注時に算出する工事費が合理的な理由なく、第2次審査時に提案した概算工事費を超えた場合（ただし、物価変動が原因になるものを除く）は、設計者の責において修正案の提示が必要です。これに応じない場合は、以降の契約は行わない場合があります。

4 無効となる提出書類

提出書類が次のいずれかに該当する場合、無効とすることがあります。

- (1) 提出方法、提出先、提出期限を守らなかった場合
- (2) 指定した様式と異なる様式を使用した場合
- (3) 記載上の留意事項に示された条件に適合しない場合
- (4) 記載すべき事項の全部または一部が記載されていない場合
- (5) 記載すべき事項以外の内容が記載されている場合
- (6) 虚偽の内容が記載されている場合
- (7) その他、審査会議が不適切と認めた場合

5 失格となる事項

次のいずれかに該当する場合、失格とすることがあります。

- (1) 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けた場合
- (2) 委員またはその関係者に対し、本競技に関して不正な接触または要求をした場合

- (3) 他者の作品を盗用した疑いがあると審査会議が認めた場合
- (4) 既に発表済の作品により参加した場合
- (5) その他、不適切と認められる場合

6 その他

- (1) 業務の実施にあたっては、本市と十分に協議を行うこととします。
- (2) 本競技に係る手続きは、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けます。
- (3) 「（仮称）大阪新美術館建設工事基本設計業務（建築・設備）」を契約締結した者は、予算措置の状況によりますが、引き続き実施設計業務及び工事監理業務を別契約で委託する予定です。
- (4) 本件業務を受注した者（共同事業体構成員及び協力者を含む。）が建設事業者と資本・人事面等において関連があると認められる場合、当該関連を有する建設事業者は、本件業務に係る工事の入札に参加または当該工事を請負うことができません。
- (5) 審査における提出物の著作権に関する第三者との紛争において、本市が損害賠償等の責任を負った場合には、当該損害賠償等に相当する額を当該提案者は本市に対し賠償することとします。

第6 Summary

- (1) Nature and Quantity of the services to be required:
Basic design (buildings and facilities) of the construction of the Osaka City Museum of Modern Art (tentative name)
- (2) Deadline for submission of application:
5:00 p.m. on Friday 2 September, 2016
- (3) Deadline for submission of documents related to the first round of screening:
5:00 p.m. on Friday 30 September, 2016
- (4) Deadline for submission of documents related to the second round of screening:
5:00 p.m. on Monday 16 January, 2017
- (5) Contact information for documentation relating to the proposal:
Planning and Design Department, Municipal Facility Building Division ,
Urban Redevelopment and Housing Bureau
The City of Osaka
1-3-20, Nakanoshima, Kita-ku, Osaka
530-8201
TEL: (06) 6208-9357